

事 務 連 絡
令和2年3月19日

各都道府県 消費生活協同組合主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局
地域福祉課消費生活協同組合業務室

新型コロナウイルス感染症に伴う共済契約における事務上の措置について

標記について、別添のとおり、厚生労働大臣認可の共済事業を行う消費生活協同組合及び同連合会（以下「組合」という。）に対して、事務連絡を発出したので、貴都道府県の所管する共済事業を行う組合に対する取扱いについての参考とされたい。

別添

事務連絡
令和2年3月19日

各厚生労働大臣認可

共済事業実施消費生活協同組合（連合会） 御中

厚生労働省社会・援護局

地域福祉課消費生活協同組合業務室

新型コロナウイルス感染症に伴う共済契約における手続上の措置について

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、共済事業を行う消費生活協同組合及び同連合会（以下「組合」という。）においては、共済契約者と対面での共済契約の締結手続きが困難な事案が生じることも想定される。

共済事業を行う組合においては、共済契約者保護の観点から、共済契約の円滑な継続等に支障を来さないよう、下記事項について、共済契約者の状況等を踏まえつつ必要に応じて対応するよう配慮されたい。

記

- (1) 共済掛金の払込及び共済契約の継続手続きについては、猶予期間を設ける等適宜の措置を講ずること。
- (2) (1) にかかる措置について、店舗にて店頭掲示等を行うとともに、可能な限り共済契約者等に対し広く周知するよう努めること。
- (3) 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、速やかに店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨をインターネットのホームページ等に掲載し、共済契約者等に周知徹底すること。